

校訓『**創造**』 教育目標『**自律と貢献**』

～「**本気・感動・探究・継続**」～

体育祭を終えて！「一心歡笑」～笑顔を広げ友情を築く～

保護者の皆様には、6月4日の体育祭にお越しいただき、応援や激励の拍手をたくさんいただきました。本当にありがとうございました。

どの学年の生徒も、それぞれの競技や演技に、本気で取り組み、大きな声でお互いを応援したり、拍手で讃え合う姿は、とても爽やかで、感動的でした。

体育祭のテーマ通り、たくさんの笑顔が生まれ、お互いの存在に気づき、絆を深めることができたのではないかと思います。

とりわけ、体育祭に向けた準備や練習において、3学年を中心としたリードがあり、そして各学年のリーダーが育ったように思います。またひとつ、八次中の良き伝統を築いた行事でした。

この体育祭で学んだ、お互いの良さをこれからも認め合い、自分を成長させるとともに、より良い八次中学校を創っていきましょう！

進路説明会（1回目）を実施しました

6月16日（金）の午後、八次コミュニティーセンターのホールをお借りして、保護者の方もお招きし、進路説明会（1回目）を実施しました。今回は、三次高等学校、広島商船高等専門学校、三次青陵高等学校、庄原実業高等学校の4校でした。6月23日（金）は2回目として、庄原格致高等学校、松江工業高等専門学校、日彰館高等学校、西城紫水高等学校の予定です。

未来のなりたい自分を思い描きながら、4校の高校の特色を知ること、自分が進みたい高校生活等のイメージに繋いでいって欲しいと思います。

今は、多くの正しい情報を集め、自分なりの理解を進めておくことが大切です。どのような進路を選択するにしても、基礎的な学力や、自己を表現していく力が必要です。具体的には、日々の授業や、家庭学習を習慣化して、こつこつと積み重ねていきましょう。小さな行動の積み重ねこそが、未来を切り開きます。

地域で生徒を見守って下さる民生委員の皆様の訪問

6月21日（水）の午前中、日々、地域において生徒の見守りや声をかけてくださる民生委員の皆さまを学校にお迎えしました。中学校の様子をお伝えし、授業での生徒の姿を見ていただきました。民生委員の皆さまは、生徒が小学校の時から、地域で長く関わっていただいている方ですので、生徒の成長している姿を見ていただくことができます。

生徒は、家族や地域の支えとともに、家庭、地域の中で育っていきます。引き続き、ご支援、見守りをよろしくお願いいたします。

SNS 利用における問題について

SNS は、とても身近で便利なコミュニケーション手段であると言えますが、問題点は、「不適切な利用が散見する」ということです。この問題は、学校と各家庭のどちらも、「知らない」「見えない」ところでいつのまにか問題が大きくなっているケースです。子どもは、自分に都合の悪いことは隠したり、他に言わない傾向にあります。

中でも、誹謗中傷の書き込みや、勝手な判断で、個人データや写真の転送等は、社会的に認められておらず、相手の心を傷つけるだけでなく、人の命に関わる重大な問題に繋がる危険性を秘めています。

問題が表面化した時には、すでに難しい状況が見られます。解決に向けては、生徒同士の人間関係や、各ご家庭の事情等も関係しており、多くの時間を費やし、解決の難しさがあります。

状況によりましては、青少年の健全育成と再発防止の視点から、保護者の方とともに、警察等関係機関への相談を必要とする場合もあります。

また、SNS による問題は、たとえ解決したように見えても、関係者の気持ちの不安は続いていることもあります。

現在の SNS（ソーシャルゲーム含む）の適切な利用に向けては、これまでも各ご家庭におきまして、使用の約束やルールを決めていただいたり、不適切な書き込みや、写真等の送信は、してはいけないことをお子様とお話いただいておりますが、今回は、改めまして、下記の 1 点について、各ご家庭での協力をお願い申し上げます。

そして、自らの進路を決定していく、大切な中学時代を有意義に生活し、自分の目標や夢に繋がる、より良い毎日を送る子どもたちの支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます

ご協力のお願い ● SNS の利用の在り方について、お子様とお話をしてください。

SNS の利用について、繰り返し生徒に注意をしている内容

スマホやタブレットによる人の悪口陰口は誹謗中傷となり、侮辱罪という法に反し罰金や懲役という厳しい処置となる場合があります。

スクリーンショット（画面記録）等で人の写真を無断で送信受信すると、肖像権の侵害や人権侵害に当たる場合があります。

これらのことは、いじめにつながり、いじめ防止対策推進法という法律の「いじめの定義」に触れ、絶対に許されません。自分は、いじめるつもりはないと言っても、相手の気持ちが大切なのです。もし有ればすぐに家族に相談し、警察への相談も必要な場合があります。

スマホ、タブレットを使用する時は、自分で時間を決めて正しく使う習慣を身につけて下さい。

SNS の適切な利用について、保護者の皆様へお願い

生徒指導規程第 8 条（校外の生活）（8）情報通信機器④の内容より

スマートフォンやタブレット等の SNS の利用に関しては、問題やトラブルを未然に防止するためにも、家庭内での約束やルールを決め、必要に応じてフィルタリング等を利用する。もし、問題やトラブルの被害者又は加害者となった場合は、保護者がその対応及び指導することを原則とする。（スマホ詐欺、誹謗中傷、無断で他者の個人情報・写真を送信・拡散等があった場合は、青少年健全育成の視点からも、保護者が警察へ相談をする）

なお、生徒同士の関係性を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。

全ての生徒の安全、安心を確保し、生徒の学校生活を充実させるために、保護者の皆様の、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。